

税 理 士 法 人 和
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
 一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F
 Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F
 Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

February, 2014

なごみ便り

www.101dog.co.jp

「平成26年度税制改正大綱」が公表されました

平成26年度税制改正大綱が平成25年12月24日に閣議決定されました。

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向けた民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等の為の措置等、更に震災からの復興を支援する為の措置等を講じる内容となりました。
 法人税

復興特別法人税の前倒し廃止

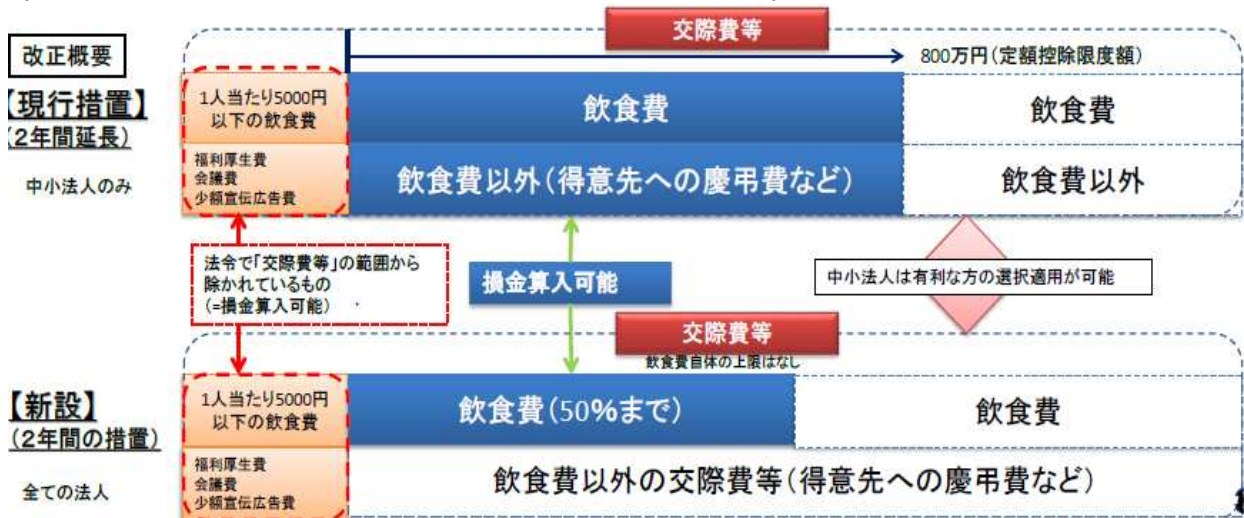
平成24年度から平成26年度までの3年間、企業が支払う法人税の10%相当額を上乗せされ課税されるものですが、1年前倒しで廃止されます。

(平成26年4月1日以後に開始する事業年度について適用)

交際費の適用範囲拡大

適用期限を平成28年3月31日までとしながらも、資本金が1億円超えの対法人に対しても一部損金算入が認められる事となりました。

(平成26年4月1日以後に開始する事業年度について適用)



(参考：経済産業省 税制改正について)

所得拡大促進税制の見直し・拡充

総額5%増加要件を以下のとおりに改め、適用期限が2年間延長されます。

(平成26年4月1日以後に開始する事業年度について適用)

	H25	H26	H27	H28	H29
現行	5%	5%	5%		
改正後	2%	2%	3%	5%	5%

所得税

給与所得控除の見直し

	現行	平成 28 年分 所得税(注 1)	平成 29 年以後 所得税(注 2)
上限額の 適用給与収入	1500 万円	1200 万円	1000 万円
給与所得控除の 上限額	245 万円	230 万円	220 万円

(注 1) 個人住民税については、平成29年度分について適用。

(注 2) 個人住民税については、平成 30 年度分から適用。

消費税

簡易課税のみなし仕入率見直し

平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。

該当事業		卸売業	小売業	製造業 等	その他	金融及び 保険業	サービス 業等	不動産業
改 正 前	事業区分	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種		第 5 種	
	仕入率	90%	80%	70%	60%		50%	
改 正 後	事業区分	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 5 種		第 6 種
	仕入率	90%	80%	70%	60%	50%		40%

この他にも以下の改正があります。

- ・生産性向上設備投資促進税制の創設
- ・研究開発税制の拡充
- ・中小企業投資促進税制の拡充
- ・N I S A の使い勝手の向上
- ・地方法人課税の偏在是正 など

(文章担当：本岡)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載いたしますのでぜひ挑戦してみてください！

Q.一生懸命勉強したのに、 $9 - 4 = 9$ と答えてしまいました。何の勉強をしていたのでしょうか？

ヒント！ 正解は5だけど、9に・・・